

## 高岡市公共施設包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 導入目的

高岡市公共施設包括管理業務委託（以下「本業務」という。）は、高岡市（以下「本市」という。）が保有する公共施設の設備点検や保守管理のほか、小修繕等を含む維持管理業務を民間のノウハウを活用して包括的に委託するものです。本業務の導入は、施設の管理水準を向上させ、安全・安心な市民サービスの提供するとともに、施設の長寿命化等による維持管理コストの縮減、事務の効率化に繋げることを目的としています。

本プロポーザルは、価格以外の要素を含め、最も優れた専門性、技術力及び提案力を有する事業者を選定するために実施するものです。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

高岡市公共施設包括管理業務委託

#### (2) 業務内容

対象施設（95 施設）の建物及び建築付帯設備等の維持管理業務、修繕業務及び巡回点検等を包括的に実施する。

ア 対象施設及び業務「【別紙 1】対象施設及び対象業務一覧」のとおりです。

詳細は「【別紙 2】施設毎の維持管理業務別金額一覧」をご確認ください。

※ただし、長期継続契約中の業務は、現契約が満了するまで対象外とします。

イ 各業務の詳細は、「高岡市公共施設包括管理業務委託仕様書」及び「【別紙 3】過年度修繕実績」を参考に、本プロポーザルで選定した優先交渉権者との詳細協議を踏まえ、確定することとします。

ウ 別紙 1～3 の資料提供を希望する事業者は、資料提供依頼書（様式第 1 号）を電子メールで提出願います（市ホームページ上では公開していません）。電子メールのアドレスは「16 問合せ・書類等の提出先」のとおりです。

エ 業務期間中においても、本市と受託者との間で協議を行い、対象施設又は業務を増減させる場合があります。

#### (3) 業務期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）

#### (4) 業務に係る提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

816,510 千円（3 年間の総額）

提案上限額を超える提案を行った場合は、失格とします。

### 3 参加要件

#### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、次の要件を全て満たす事業者（個人での参加は不可）とします。複数の事業者が共同で応募する場合は、共同事業体を構成する全ての事業者において要件を満たす必要があります。

ア 次のいずれかに該当する者であること。

- ・高岡市入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- ・高岡市入札参加資格者名簿に未登載の者は、参加表明書提出期限までに、入札参加資格審査申請を行った者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない事業者であること。

ウ 高岡市指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。

①親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下 同。）と子会社（同法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下 同。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く）

③一方の会社の役員（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下 同。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

(Ⅰ) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(Ⅱ) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(Ⅲ) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(Ⅳ) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- (ウ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (エ) 組合の理事
- (オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- オ 国税、地方税の滞納がないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は、実質的経営に関与している事業者でないこと。
- キ 高岡市暴力団の排除に関する条例に基づき、事業者及びその役員等が同条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と関係を有する者でないこと。
- ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ケ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けていない事業者であること。
- コ 本業務の総括責任者として、建物管理等の責任者として通算 5 年以上の実務経験を有し、本業務に必要なマネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任できること。
- サ 所要の資格を網羅した技術者を用い、業務を確実に遂行させることができる事業者であること。
- シ 本市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について、柔軟な対応ができる事業者であること。
- ス 本市の地域経済活性化の観点から、市内事業者（高岡市内に本社又は営業所等を有する事業者）を、現行水準と同等かそれ以上の水準で活用するよう努める事業者であること。
- セ 履行にあたり必要な要件
  - ① 県内に活動拠点があり、高岡市役所及び市内で行う打合せ等に常時参加できる体制をとれる者であること。
  - ② 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
  - ③ プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (2) 複数の事業者が共同で応募する場合（共同事業体による応募）の条件
  - ア 共同事業体を構成する全ての事業者が、本要領 3 (1) のア～ケを満たしていること。
  - イ 複数の事業者が共同事業体を構成して応募する場合は、総括責任者が在籍する事業者を代表事業者として定め、代表事業者が応募手続を行うこと。

- ウ 同時に複数の共同事業体の代表事業者又は構成事業者となることはできない。
- エ 単独で本プロポーザルに参加しようとする事業者は、共同事業体で応募する場合の代表事業者又は構成事業者になることはできない。
- オ 企画提案書の提出期限後において、共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更はできない。

#### 4 スケジュール

No.	内容	期日
1	実施要領の公表	令和8年 7月 6日 (月)
2	施設見学申込期限 (任意)	令和8年 7月 21日 (火) 午後5時
3	施設見学 (任意)	令和8年 7月 28日 (火)
4	質問書の提出期限 (任意)	令和8年 7月 30日 (木) 午後5時
5	質問書に対する回答最終日	令和8年 8月 6日 (木) (市ホームページで随時回答)
6	資料提供申込期限 (任意)	令和8年 8月 19日 (水) 午後5時
7	参加申込書等の提出期限	令和8年 8月 20日 (木) 午後5時
8	参加資格審査の結果通知	令和8年 8月 26日 (水) まで
9	企画提案書等の提出期限	令和8年 9月 8日 (火) 午後5時
10	プレゼンテーション	令和8年 10月 2日 (金)
11	審査結果通知	令和8年 10月上旬
12	優先交渉権者の決定通知	令和8年 10月上旬
13	契約締結	令和8年 10月中
14	業務開始	令和9年 4月 1日 (木)

#### 5 実施要領の公表等

(1) 公表日

令和8年7月6日 (月)

(2) 公表場所等

市ホームページ及び高岡市市長政策部チェンジ推進課

(3) 取得方法

市ホームページからダウンロードしてください。

## 6 施設見学（任意）

本業務の対象施設の一部について見学会を実施しますので、希望者は次のとおり申込書を提出してください。なお、施設見学への参加の有無は、優先交渉権者選定時の審査には影響しません。

### (1) 申込期限

令和8年7月21日（火）午後5時

### (2) 申込方法

施設見学申込書（様式第2号）を電子メールで提出願います。電子メールのアドレスは「16 問合せ・書類等の提出先」のとおりです。

（電子メール送信後、電話で受信確認をお願いします。）

### (3) 実施日時及び見学場所

実施日	見学場所	時間
令和8年7月28日（火）	①成美小学校 ②石瀬共同調理場	午後1時30分開始予定 ※1施設30分程度

### (4) 見学先、移動方法等

施設見学の実施日程は、本市において調整して決定します。申込みの状況や施設の運営上、時間の変更をお願いする場合があります。また、見学への参加者については、1事業者（グループ）2名以内とし、移動手段は参加者で用意願います。集合場所、時間など施設見学の詳細については、別途ご連絡します。原則、各事業者の見学時間が重ならないように調整しますが、申込状況により重なる可能性があることも予めご了承ください。

## 7 質問書の提出（任意）

### (1) 提出期限

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式第3号）を令和8年7月30日（木）午後5時まで電子メールで提出してください。電子メールのアドレスは「16 問合せ・書類等の提出先」のとおりです。（電子メール送信後、電話で受信確認をお願いします。）電話・来庁等口頭による質問は不可とします。

### (2) 質問書への回答方法

令和8年8月6日（木）までに、市ホームページに随時掲載します。

## 8 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり必要書類を提出してください。

### (1) 提出期限

令和8年8月20日（木）午後5時（郵送の場合は必着）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土・日、祝日等は除く。）

(3) 提出書類提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 参加申込書兼誓約書 (様式第4号)	1部	
イ 共同事業体構成届出書 (様式第5号)	1部	共同事業体の場合のみ
ウ 事業者概要調書 (様式第6号)	1部	参加事業者の概要を紹介したパンフレットがあれば提出してください。〔任意提出〕
エ 定款、規約その他これらに類する書類	1部	最新のもの（コピー可）
オ 登記事項証明書	1部	
カ 法人印鑑証明書	1部	
キ 国税地方税の滞納がないことの証明書	1部	消費税及び地方消費税、法人税、都道府県税、市町村税
ク 決算書類	1部	直近3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書

※カ及びキについては、発行後3か月以内のもの。

※キについては、税務署及び本社所在の自治体で発行されたもの。

※提出書類に押印する印鑑は、全て「カ 法人印鑑証明書」と同一の印鑑を押印願います。

※共同事業体の場合は、ウからクまでの書類について、代表事業者及び全て構成事業者の分を提出願います。

※必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、封筒表面に「高岡市公共施設包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書在中」と明記すること。

(5) 参加資格審査結果通知

令和8年8月26日（水）までに参加申込書兼誓約書に記載のあるメールアドレス宛に通知します。

## 9 企画提案書等の提出

本要領 8 (5) で参加資格を満たしていると本市が認めた事業者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

### (1) 提出期限

令和 8 年 9 月 8 日 (火) 午後 5 時 (郵送の場合は必着)

### (2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (土・日、祝日等は除く。)

### (3) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 企画提案書 (様式第 7 号)	正本 1 部	
イ 企画提案書別紙	正本 1 部 副本 10 部	(1) 本要領 10 に基づき、できるだけ具体的かつわかりやすく記載すること。
ウ 同種又は類似業務 受託実績書 (様式第 8 号)	正本 1 部 副本 10 部	(1) 受託者であることが証明できる文書及び業務の内容が分かる文書等を添付すること。 (2) 副本については、参加事業者を特定することができる内容 (具体的な社名等) は記載しないこと。
エ 業務開始までの スケジュール (様式任意)	正本 1 部 副本 10 部	(1) 優先交渉権者選定から業務開始までのスケジュールを記載すること。
オ 参考見積書 (様式第 9 号)	正本 1 部	(1) 代表者印を押印すること。 (2) 本要領 11 に示す業務ごとの見積額を記載し、かつ、年度ごとの内訳を記載すること。

### (4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、封筒表面に「高岡市公共施設包括管理業務委託企画提案書在中」と明記してください。

### (5) その他

ア 書類提出後の修正、変更は認めません。

イ 提出書類は返却しません。

ウ 1 事業者 (又は 1 共同事業者) につき 1 件の企画提案のみ受け付けます。

## 10 企画提案書別紙の作成要領

企画提案書別紙は、以下の〔企画提案書別紙の構成〕に記載する項目及び記載内容に基づき、可能な限り具体的に記載してください。

### 〔留意点〕

- ・全30ページ以内とし、A4判（縦・片面印刷）に横書きで作成の上、部ごとにクリップ留めすること（ホチキス留め不要）。
- ・A3判の図版等がある場合は、横向き・片面印刷とし、A4判に折り込むこと。なお、A3判1枚は、A4判2ページに換算する。
- ・ページ番号を付すこと。
- ・図表等を除き、原則、文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ・参加事業者を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないこと。

### 〔企画提案書別紙の構成〕

項目	記載内容
1 基本的な考え方、必要なノウハウの有無	(1) 基本的な考え方…本市が抱えている課題や業務目的・効果など、本業務に対する基本的な考え方を記載してください。 (2) 必要なノウハウの有無…「様式第8号同種又は類似業務受託実績書のとおり」と記載してください。
2 実施体制及び人員配置等	(1) 実施体制…平常時の業務の実施体制（組織・指揮命令系統、巡回点検業務を含む職務分担、配置人員数、人員の配置場所等）について記載してください。 (2) 巡回点検…巡回点検の実施内容・頻度等について具体的に記載してください。 (3) 総括責任者…総括責任者（候補者）の業務実績及び保有資格、業務責任者及び業務担当者に求められると考える資質・資格について記載してください。
3 業務工程	(1) 本業務の契約候補者選定後から業務開始までの本市との協議や再委託先への周知、業務実施体制の構築等、業務実施の準備について内容とスケジュールを具体的に記載してください。 (2) 契約期間3年間の業務工程等についても具体的に記載してください。
4 不具合等の通報窓口及び緊急時の対応	(1) 不具合等の通報窓口…不具合等が発生した場合の通報窓口の在り方について具体的に記載してください。 (2) 緊急時の対応…事故や緊急修繕発生時の対応方針と業務

	<p>フロー、大規模災害発生時における業務継続体制について記載してください。</p>
5 経営状況	<p>(1) 貴社の経営状況に対する自己評価を記載してください。</p>
6 維持管理業務の品質及び効率性	<p>(1) 業務フロー…維持管理業務の業務フローをわかりやすく記載してください。</p> <p>(2) 品質及び効率性…維持管理業務の品質及び効率性を維持向上させるための考え方や手法を記載してください。</p>
7 修繕業務の実施方法	<p>(1) 業務フロー…修繕業務について、修繕優先度の決定方法を含めた業務フローをわかりやすく記載してください。</p> <p>(2) 予算管理…精算方式とする修繕業務について、予算の範囲内で計画的に実施していくための考え方や手法を記載してください。</p>
8 市内事業者等との協力体制・活用方法等	<p>(1) 協力体制…業務準備期間における専門事業者（仕様書による再委託先）との契約等の引継ぎの手法やスケジュール、誤解（委託金額の切下げ、仕事がなくなる等）を生じさせないための工夫について記載してください。</p> <p>(2) 活用方法…市内事業者（高岡市内に本社又は営業所等を有する専門事業者）を、現行水準と同等かそれ以上の水準で活用するための具体的な提案や取引機会の増加のための工夫を記載してください。</p> <p>(3) 市内事業者の技術力やノウハウの向上に資する提案があれば記載してください。</p>
9 公平性、公正性の確保	<p>(1) 専門事業者選定手続における公平性・公正性の確保、再委託価格設定の考え方について、できる限り具体的に記載してください。</p>
10 情報共有等	<p>(1) 本市との情報共有や市職員のスキルの向上等のための具体的な提案を記載してください。</p> <p>(2) 維持管理や巡回点検、修繕業務それぞれについて、価値の妥当性、品質、執行状況等をチェックする方法を具体的に記載してください。</p>
11 独自提案	<p>(1) 本業務において、仕様書に規定する業務以外に、どのような業務を追加で実施しようと考えているか、また、貴社ならではのノウハウや強みをどのように活用し効果が期待できると考えているかを記載してください。ただし、提案金額内で実施可能な提案としてください。</p> <p>(2) その他、特にアピールしたい点があれば自由に記載して</p>

	ください。
--	-------

11 提案上限額

参考見積書及び以下に示す①から③に係る業務毎及び年度毎の金額がわかる内訳表（様式第9号）を提出してください。

なお、本業務の委託料については、816,510千円（3年間の総額。消費税及び地方消費税を含む。）を提案上限額とします。また、①及び③についても以下のとおり、提案上限額を設定します。②については、165,000千円／3年(55,000千円／年)として提案してください。

いずれか一つでも提案上限額を超える提案を行った場合は、失格とします。

本業務を円滑に進めるために、契約を締結した日から令和9年3月31日までを準備期間としますが、その間の委託料は発生しないものとしますので、参考見積書等には、準備期間中の費用等を計上しないでください。

①維持管理業務費（提案上限額）	468,000千円／3年
②修繕業務費（提案額）	165,000千円／3年(55,000千円／年)
③マネジメント業務費（提案上限額）	183,510千円／3年
<b>総額(提案上限額)</b>	<b>816,510千円／3年(消費税及び地方消費税を含む。)</b>

※債務負担行為に基づく複数年契約とします。実際の契約額は、優先交渉権者の見積書を踏まえて、本市と優先交渉権者と詳細協議により、本市の予算の範囲内で決定するものとします。

12 企画提案の審査及び優先交渉権者の決定

(1) 審査の方法

本市が設置する「高岡市公共施設包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、次に示す審査項目及び配点に基づいて審査を行います。

(2) 審査項目及び配点

区分	評価項目	評価の視点	配点
業務遂行能力 (35点)	1 基本的な考え方、必要なノウハウの有無	(1) 本市が抱えている課題や業務目的・効果等、本業務に対する基本的な考え方は適切か。 (2) 本業務と同種又は類似の業務を行った実績があるなど、業務遂行に必要なノウハウを有しているか。	5

	2 実施体制及び人員配置等	(1) 平常時の業務の実施体制、人員配置は適切に配置しているか。 (2) 巡回点検の実施内容・頻度等は適切か。 (3) 総括責任者（候補者）は、業務遂行に必要な実績、能力、知識を有しているか。	10
	3 不具合等の通報窓口及び緊急時の対応	(1) 不具合等が発生した場合の通報窓口の在り方は適切か。 (2) 事故や緊急修繕発生時の対応方針と業務フローは適切か。 (3) 大規模災害発生時における業務継続体制は確立されているか。	5
	4 経営状況	(1) 経営状況に問題はないか。	5
	5 業務効率化	(1) 情報共有やシステム活用等により事務負担を軽減する具体的な取り組みが考えられているか。	10
企画提案内容 (75点)	6 維持管理業務の品質及び効率性	(1) 業務フローは、本市の事務負担軽減に資するものとなっているか。 (2) 維持管理業務の品質及び効率性を維持向上させるための考え方や手法は適切か。	15
	7 修繕業務の実施方法	(1) 業務フローは、本市の事務負担軽減に資するとともに、迅速性が担保されたものとなっているか。 (2) 精算方式とする修繕業務について、予算の範囲内で計画的に実施していくための具体的な提案があるか。	15
	8 市内事業者等との協力体制・活用方法等	(1) 業務準備期間における専門事業者との契約等の引継ぎの手法やスケジュール、誤解を生じさせないための取組は適切か。 (2) 市内事業者を、現行水準と同等かそれ以上の水準で活用するための具体的な提案があるか。 (3) 市内事業者の技術力やノウハウの向上に資する提案はあるか。 (4) 市内事業者への再委託にあたり、十分な理解を得られ、連携・協力体制を構築する具体的な提案があるか。	15

	9 公平性、公正性の確保	(1) 専門事業者選定の手続は適切か。 (2) 再委託価格の設定方針は適切か。	10
	10 情報共有等	(1) 本市との情報共有や市職員のスキルの向上等のための提案は効果的か。	5
	11 独自提案	(1) 効果が期待でき、かつ実現可能な追加サービスや独自提案がなされているか。 (2) 点検結果等の施設管理情報を活用した、本市の公共施設マネジメントに資する提案があるか。 ※施設の長寿命化や長期的な修繕計画の作成、維持管理コストの縮減に関する提案を特に評価する。	15
価格 (10点)	10点×最も低い見積額(3年間の総額)／当該事業者の見積額(3年間の総額) ※小数点第3位以下切り捨てとする。		10
合計			120

(3) プレゼンテーション

ア 実施日時

令和8年10月2日(金) (開始時刻は別途通知します。)

イ 場所

高岡市広小路7番50号 高岡市役所庁舎内  
(会議室名、待機場所は別途通知します。)

ウ 内容

プレゼンテーション及び質疑応答

エ 説明者

説明者は1事業者当たり5名までとし、原則、総括責任者(候補者)の出席をお願いします。

オ 実施方法

企画提案の内容について、1事業者20分以内(準備及び撤去の時間を除く)で説明してください。その後、選考委員会委員からの質疑(15分程度)があります。

カ 留意事項

プレゼンテーションは提案書の内容に沿ったものとしてください。提案書に記載している内容の変更や記載のないことについての資料の提示や配布は認めません。

キ その他

プレゼンテーションの際、パソコンの資料を投影して説明していただくことが可能です。プロジェクター、ケーブル（HDMI）、スクリーン及び電源は市で準備します。資料を保存したパソコンは各自で準備願います。

なお、投影方法は、変更する場合があります。

(4) 優先交渉権者の選定

選考委員会による審査により順位を決定し、最高順位の事業者を優先交渉権者として選定します。

ただし、審査項目に基づく各審査委員の評点の平均が6割に満たない事業者は、優先交渉権者として選定しません。

(5) 次点交渉権者の地位

選考委員会による審査により、第2位となった事業者を次点交渉権者とします。なお、次点交渉権者の地位は、優先交渉権者との契約が締結されるまでの間、保持するものとし、詳細協議において優先交渉権者と合意に至らなかったとき、又は優先交渉権者が辞退したときは、次点交渉権者が優先交渉権者に繰り上がるものとしします。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年10月上旬までに、全ての参加事業者に電子メール及び書面で通知します。

(7) 優先交渉権者の決定及び公表

市は、選考委員会の審査結果等を踏まえて優先交渉権者を決定し、市のホームページで優先交渉権者の名称等を公表します。

なお、優先交渉権者の地位は、原則、本業務に係る契約を締結するまでの間、保持するものとしします。ただし、その期間は令和9年3月31日までとしします。

(8) その他

審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じません。また、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

13 契約に関する事項

(1) 契約締結前の詳細協議

ア 優先交渉権者は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、本市との随意契約に向けた詳細協議を行う必要があります。

イ 優先交渉権者は、上記の詳細協議を踏まえ、改めて見積書を本市に提出してください。ただし、この時に提示する見積額は、原則として、企画提案時に提出した参考見積書の見積額（総額）を上回ることはできないものとしします。

(2) 契約締結

ア 前項の詳細協議が整い次第、本市と優先交渉権者とは、令和8年10月を目途に、随意契約により契約を締結します。ただし、詳細協議において双方が

合意に至らない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合があります。

イ 契約締結までの間に、優先交渉権者及び次点交渉権者が本要領 3 に掲げる参加要件を満たさなくなった場合は、契約は締結しません。

ウ 契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とします。

#### 14 失格事項

本プロポーザルへの参加事業者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 本要領 2 (4) 及び11に示す提案上限額を超える提案を行った場合
- (2) 本要領 3 に示す参加要件を満たさなくなった場合
- (3) 本要領 9 (1) に示す期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- (4) 本要領12(3)に基づくプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 提出書類及びプレゼンテーションの内容等について、虚偽、不正等があることが明らかになった場合
- (6) 他の参加事業者と応募内容について相談するなど、公平、公正なプロポーザルの実施を阻害したと本市が認めた場合。

#### 15 その他

- (1) 本プロポーザルの参加検討から業務開始に至るまでに要する一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属するものとします。ただし、本市は、本プロポーザルの結果の公表など本市が必要と判断した場合には、参加事業者の了承を得た上で、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (3) 提出書類は、高岡市情報公開条例（平成17年条例第25号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。ただし、企業ノウハウに関することなど参加事業者が知的財産と認める情報については、開示しないものとします。また、情報の開示は、原則として本プロポーザルによる優先交渉権者決定後とします。
- (4) 優先交渉権者以外の事業者の情報は、原則として公開しません。
- (5) 本プロポーザルへの参加申込を取り下げる場合は、速やかに文書でその旨を通知してください。（文書は任意様式としますが、代表者印の押印が必要です。）

#### 16 問合せ・書類等の提出先

〒933-8601 富山県高岡市広小路 7 番50号

高岡市 市長政策部 チェンジ推進課 政策推進係

TEL : 0766-20-1320

メール : change@city.takaoka.lg.jp